

報告第4号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、上越市国民健康保険税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めらる。

令和4年6月7日提出

上越市長 中 川 幹 太

専決第11号

上越市国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分書

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

上越市長 中 川 幹 太

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上越市国民健康保険税条例（昭和46年上越市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第25条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第3条及び第25条の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。